筑前海区漁業調整委員会指示第207号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1)試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2)漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3)漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第4条の 漁業の許可のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定め る期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁 業の許可に基づき採捕する場合

令和5年7月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 冨重 信一

- 指示の適用海域
 筑前海区海域
- 2 禁止事項
 - 11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。
- 3 指示の期間令和5年9月1日から令和9年3月31日まで